

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第37号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月19日 19時30分ごろ	
発生場所	熊本県大矢野島北西方沖 上天草市鳩之釜港三号防波堤南灯台から真方位330°1海里付近 (概位 北緯32°35.7′ 東経130°23.6′)	
事故等調査の経過	平成22年3月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第八松美丸、19トン 292-29481熊本、千原海事株式会社</p> <p>B バージ 第二松美丸、長さ40m なし、千原海事株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷船首船底中央部にき裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、浚渫土約650m ³ を積載して船首尾とも約2.5mの等喫水となった2人乗り組みのB船を押しした押船列（以下「A船押船列」という。）を構成して北西進中、平成22年3月19日19時30分ごろ、B船の船首が大矢野島北西方沖の岩場に乗り揚げた。 A船押船列は、損傷部分を応急補修して、離礁した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の初期、海面 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、大矢野島北西方沖を北西進中、航行予定海域の水路状況を把握していなかったため、B船が大矢野島北西方沖の岩場に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が大矢野島北西方沖を北西進中、航行予定海域の水路状況を把握していなかったため、B船が大矢野島北西方沖の岩場に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	